

命 令 書

申 立 人 東京管理職ユニオン
執 行 委 員 長 X 1

被申立人 有限会社熊坂ノ庄スッポン堂商事
代 表 取 締 役 Y 1

上記当事者間の都労委平成17年不第70号事件について、当委員会は、平成18年8月1日第1423回公益委員会議において、会長公益委員藤田耕三、公益委員大辻正寛、同大平恵吾、同北村忠彦、同小井土有治、同永井紀昭、同梶村太市、同松尾正洋、同中島弘雅、同岩村正彦、同荒木尚志の合議により、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人有限会社熊坂ノ庄スッポン堂商事は、申立人東京管理職ユニオンの平成17年3月19日付け及び4月18日付けの団体交渉申入れに応じなければならない。
- 2 被申立人会社は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容

1 事案の概要

本件は、被申立人有限会社熊坂ノ庄スッポン堂商事(以下「会社」という。)

が、申立人東京管理職ユニオン（以下「組合」という。）の平成17年3月19日付け及び4月18日付けの、組合員 X 2 （以下「X 2」という。）の配転等を議題とする団体交渉申入れに応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に該当するか否かが争われた事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

(1) 組合が平成17年3月19日付け及び4月18日付けで行った団体交渉申入れに速やかに応じること。

(2) 陳謝文の掲示

第2 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人会社は、肩書地に本部を置き、スッポン、マムシ等を原料とした健康食品の製造、加工及び販売を業とする有限会社であり、本件申立時、本店を石川県加賀市に置くほか、全国の約80か所に店舗を置き、従業員数は約250名である。

(2) 申立人組合は、管理職を主たる組織対象として平成5年12月に結成された、いわゆる合同労組であり、本件申立時の組合員数は約600名である。

2 X 2 の入社

16年1月、X 2 は、新聞に掲載された会社の店頭販売員の求人広告を見て、勤務地が「大宮・川越・松戸・船橋・千葉・横浜・藤沢・小田原・池袋・新宿」と記載されていたことから、会社の求人に応募した。

2月6日、石川県の会社本部に赴いて入社手続等を行ったX 2 は、翌7日付けで入社し、そのまま2月23日まで本店（石川県）で研修を受講した。

2月25日から3月19日まで、X 2 は、有楽町の東京本店で現場研修を受け、その後6月7日まで、交代販売員として都内の複数の店舗に勤務した。

6月8日以降、X 2 は、営団新橋駅店の担当販売員として勤務した。

[甲1、乙1～4・12・18、1審p2～8・28～30]

3 16年12月20日のX 2 に対する豊川店への中期出張指示

16年12月19日、会社本部の総務担当の Y 2 （以下「Y 2」という。）は、X 2 に対し、電話により、営業成績不振のため営団新橋駅店を12月25日で一時的に閉店して女性の専門店に改装すると伝え、X 2 には、12月26日から29

日まで新宿サブナード店、17年1月1日から2月14日まで愛知県の豊川店に勤務して、トレーニング（研修）をしてもらおうと内示した。

同日、X2は、会社にファックスで文書を送り、自分が引き継いでから営団新橋駅店の売上げは落ちていないので、豊川に研修に行くのは納得できないと述べた。

12月20日、会社は、X2に対し、前日にY2が内示したことと同じ内容の「就業指示書」をファックスにより送付した。

12月22日、X2は、会社にファックスで文書を送り、通院中の歯科医から1月5日に再来院するよう言われたので、豊川行きは別の人に代えて欲しいと伝えた。

12月23日、Y2が電話でX2に事情を確認したところ、X2は、歯の治療のため豊川には行けないと言い、また、豊川では寮に入ると聞いたが、自分は、大勢の人と一緒に雑魚寝をするような生活はできない性質であるとも言った。Y2は、それならば、新宿サブナード店での研修も他の販売員やお客様との接客トークなど対人関係のOJTになるので、そのような研修も困難だろうから保留にするといい、また、病気で業務ができないのなら、その旨の医師の診断書とともに欠勤届を提出するようX2に指示した。

同日、X2は、欠勤理由を「体の治療のため」とし、欠勤期間を「16年12月26日～未定」とした欠勤届を会社にファックスにより提出した。

後日、X2は、歯科治療のため同人には通院が必要であるとする歯科医師の診断書を会社に提出した。

[甲2、乙5～8・11・12・15、1審p8～9・30～39]

4 17年1月のX2に対する給与支給等

17年1月11日、会社の給与振込日（前月20日締め）が10日であることから、X2が銀行に赴いたところ、同人の口座に1月支給分の給与が振り込まれていなかった。

1月12日、X2がY2に電話で確認すると、Y2は、給与の未振込はミスだったと言った。また、Y2は、なぜ豊川に行かないのかとX2を叱責した。

1月13日、X2は、東京労働局に対し、豊川店への配置転換命令の撤回を求めて、個別労働関係紛争解決制度に係る紛争解決援助の申出を行った。

また、X 2 は、三田労働基準監督署に相談し、同署を通して、会社を管轄する加賀労働基準監督署に対し、会社の賃金未払いを申告した。

1月18日、会社は、X 2 に1月支給分の給与を一部減額して振り込んだ。

1月下旬頃、Y 2 は、加賀労働基準監督署に出頭し、X 2 への1月支給分の給与は、給与規定に基づいて計算したものであると説明した。

2月15日、Y 2 は、東京労働局に文書を提出し、X 2 が会社の豊川店への中期出張指示に従わないので断固とした処置をとる所存だと述べた。

[乙3・9・10・12～15、1審p9～14・27～30]

5 17年3月15日付「就業指示書」

3月15日、会社は、X 2 に対し、「就業指示書」を内容証明郵便で送付し、X 2 は、3月17日にこれを受領した。この指示書は、㊦3月19日の本部における業務打合せ、㊧3月20日から25日までの本部研修及び㊨3月28日から45日間の愛知県豊川催事営業の販売応援業務への就業を指示している。また、この指示書には、X 2 が会社の中期出張指示を履行できない理由として申告した「 集団生活、集団業務が出来ない 歯科治療 の事由」について、「出張指示の履行を不能とした旨を明らかにした医師の証明書、並びに、右2事由の状況が本就業指示の履行を可能とする迄に改善若しくは完治したことを明らかにした医師の診断書を（本書）到着後5日以内に、直接、本部に提出して下さい。期日迄に証明書の提出が無い場合は、貴殿が正当且つ合理的理由なく会社の指示命令に違背したものとして、規定に従い懲戒に処する。」と記載され、さらに、正当かつ合理的理由なく本指示書に従わない場合は、「貴殿に何等の通知することなく、本書到着後30日を経過した日を以って懲戒解雇することを予め通知し警告する。」とも記載されている。

[乙16・17、1審p14～15]

6 17年3月19日付団体交渉申入れ

3月18日、X 2 は、3月15日付「就業指示書」について、組合に相談に赴き、同日、組合に加入した。

3月19日、組合は、会社に対し、X 2 の「配転を含む雇用条件・雇用環境に関する件」を議題とする同日付「団体交渉申入書」をファックスにより送付した。この申入書は、団体交渉の日時を3月28日から4月8日までの労使

双方が合意し得る日時とし、場所を会社内又は労使双方が合意し得る場所若しくは組合会議室とし、回答期限を3月25日正午までとしている。

同日、X2は、会社に電話をし、上記「団体交渉申入書」のファックスが届いていることを受付の女性に確認した。

会社は、上記「団体交渉申入書」に対し、回答をしなかった。

[甲3、1審p15・19～20・39～41]

7 17年4月18日付団体交渉申入れ

4月19日、組合は、4月18日付「団体交渉申入書」を速達の配達証明郵便（封筒に組合名を明記）で会社に送付した。この申入書は、団体交渉の議題と場所とを3月19日付「団体交渉申入書」と同じにしており、日時を4月25日から28日までの労使双方が合意できる日時、回答期限を4月25日正午までとしている。

後日、上記配達証明郵便は、会社が「受取拒絶」と記載した紙を貼付されて、未開封のまま組合に返送された。

[甲4・5、1審p16・20・41～42]

8 17年11月16日の団体交渉

9月13日、組合は、当委員会に対し、本件不当労働行為救済申立てを行った。

11月16日、当委員会における調査期日において、会社がこの場で団体交渉に応じてもよいと述べたことから、当委員会の委員及び職員は席を外し、会社（Y2）と組合（X3書記次長及びX2）との団体交渉が行われた。この団体交渉において、会社は、X2が就業不能であったことを示す医師の診断書及びX2が他の人との集団生活ができないことを示す医師の診断書が11月24日までに提出されれば、X2の復職を認めると述べた。組合は、後日、X2の復職に関する団体交渉を改めて会社に申し入れると言った。

[1審p42～43]

9 17年11月22日付団体交渉申入れ

11月22日、組合は、同日付「通知書」と題する書面を内容証明郵便で会社に送付した。この「通知書」において、組合は、11月16日に会社が提示したX2の復職条件に対し、豊川出張が不可能であることの証明書は、既に提

出した（歯科）医師の診断書で充分と思われるが、「更に必要であるならば、より具体的な内容及び理由を付記して再度指示されたい。」、 集団生活が不可能である旨の医師等の証明書は、「貴会社への復職に関し必要とは思われない。」と回答した上で、「本年3月19日付及び同4月18日付団体交渉申入れ内容と同様の内容を申し入れる。」として、日時を「本年12月16日までの日時」、回答期限を12月9日までとする団体交渉申入れを行った。

会社は、上記団体交渉申入れに対し、回答をしなかった。

[乙19、1審p16～17・20・43～44]

第3 判 断

1 当事者の主張

(1) 申立人組合の主張

会社は平成17年3月19日付けの団体交渉申入れを黙殺し、同年4月18日付けの団体交渉申入れに対しては郵便物の受取りを拒絶したのであるから、このような対応が団体交渉拒否に当たることは明らかである。

(2) 被申立人会社の主張

17年3月19日付け及び4月18日付けの団体交渉申入れについては、その主旨が会社に通達されておらず、会社は、申入れの事実を知らなかった。団体交渉申入れという重要な意思表示に当たり、会社に確実に意思を伝達できなかったならば、意思の伝達手段の選択を誤った組合にその責があり、会社の責任ではない。

17年11月16日には、会社は、団体交渉に誠実に応じ、建設的な提案を行っている。

2 当委員会の判断

(1) 本件団体交渉申入れについて

会社は、団体交渉申入れがあったことを知らなかったと言い、それは意思の伝達手段を誤った組合の責任であると主張している。

しかし、組合は、17年3月19日付「団体交渉申入書」をファックスで会社に送付し、その後、X2が電話で到達を確認していた（第2.6）のであるから、仮に、同申入書が会社内で団体交渉担当者に渡らなかったとしても、それは、組合の伝達手段の問題ではなく、会社の責任というべきで

ある。

17年4月18日付「団体交渉申入書」については、組合が封筒に組合名の明記されている配達証明郵便で送付したところ、会社は、中身を見ずに受取りを拒否している（第2.7）。

そこで、仮に、会社が17年3月19日付団体交渉申入れを知らなかったとすると、会社は、上記配達証明郵便が到達した時には、組合とX2との関係を知らず、配達証明郵便の中身も予測できなかったことになる。しかし、配達証明郵便で送付されたものについて、内容が予測できないにもかかわらず、中身を確認することなく受取りを拒否するということは極めて不自然であり、また、会社は、上記受取拒否を正当化する理由を何ら疎明していない。したがって、会社は、17年3月19日付団体交渉申入れを認識しており、そうであるからこそ、上記配達証明郵便が到達した時にも、X2に関する団体交渉の申入れであると予測して、中身を確認せずに受取りを拒否したとみるのが相当であるから、会社の上記主張を採用することはできない。

以上のとおりであるから、会社が17年3月19日付け及び4月18日付けの団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるといふべきである。

(2) 本件申立て後の事情について

会社は、17年11月16日に団体交渉に誠実に応じ、建設的な提案を行ったと主張している。

確かに、本件申立て後の11月16日、当委員会の調査期日において開催された団体交渉で会社はX2の復職条件を提示しているが、この日の交渉では、会社とX2との間の問題が解決したわけではなく、組合は、後日改めて団体交渉を申し入れることを表明していた（第2.8）。

そして、その後の組合の17年11月22日付団体交渉申入れに対し、会社は応じていない（第2.9）。

会社は、上記団体交渉申入れに応じない理由を明らかにしていないが、組合の11月22日付「通知書」におけるX2の復職条件に対する回答に会社が満足していないことが考えられる。しかし、組合の回答に不満足であっ

たとしても、会社は、団体交渉に応じた上で、組合回答に不満である理由などを説明し、協議する必要があるのであるから、会社が団体交渉に応じないことに正当な理由は認められない。

以上のとおり、11月16日の団体交渉では、会社とX2との間の問題が解決したわけではなく、その後の組合の団体交渉申入れに対し、会社は正当な理由なく応じていないのであるから、本件申立て後の事情を考慮しても、上記(1)の判断は何ら変わるものではなく、本件の救済利益も失われていない。

(3) 救済方法について

組合は、陳謝文の掲示をも求めているが、本件の救済方法としては、主文第1項をもって相当であると考える。

第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、会社が、組合の平成17年3月19日付け及び4月18日付けの団体交渉申入れに応じなかったことは、労働組合法第7条第2号に該当する。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

平成18年8月1日

東京都労働委員会

会 長 藤 田 耕 三